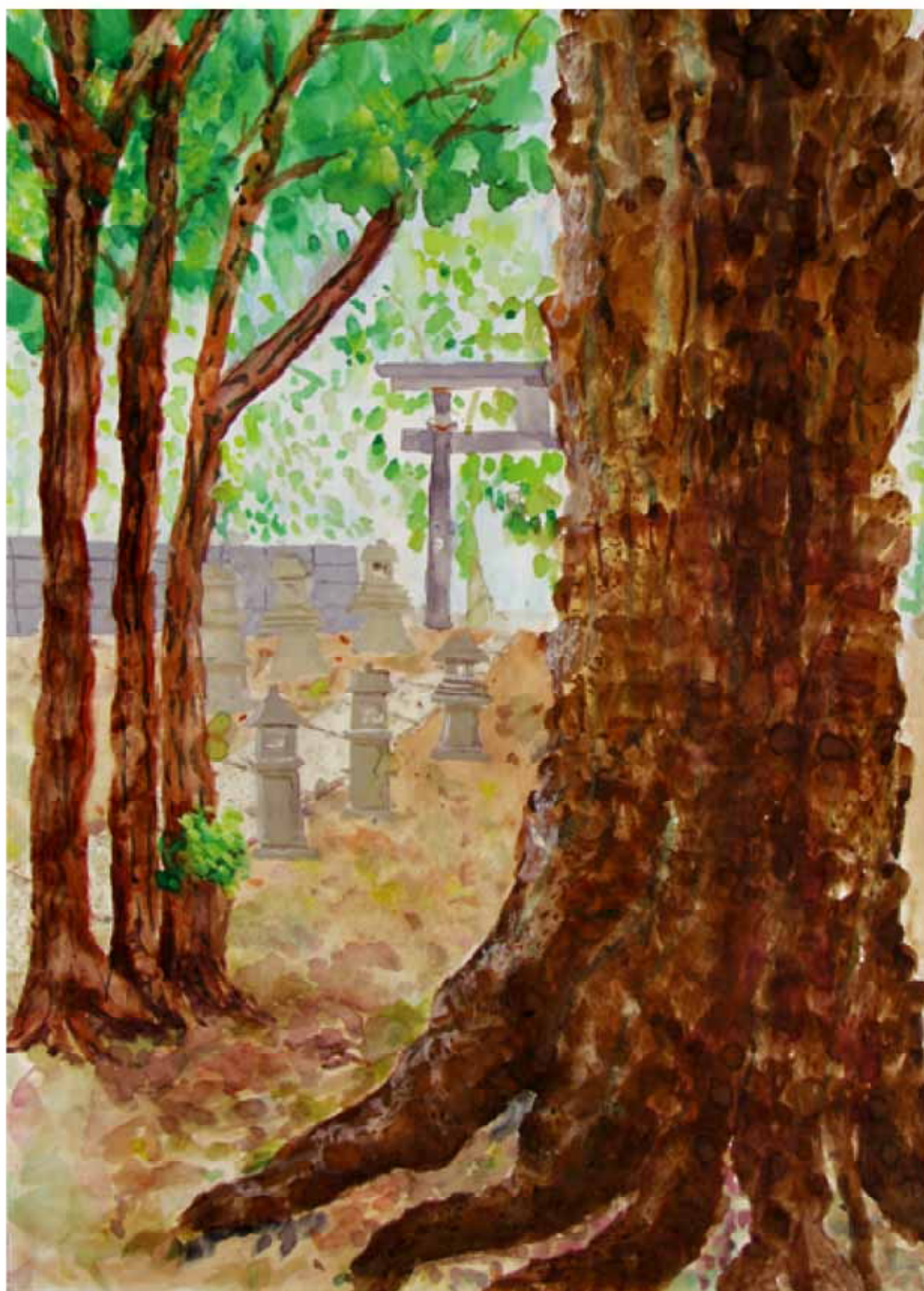


住んでよいまち  
訪ねてよいまち  
をめぐりして



## 「風早神社」

松戸市小中学生観光絵画展  
松戸市長賞受賞作品



●上本郷第二小学校三年  
村井睦実さん

## もくじ

市民税・県民税の申告について.....	2~3
松戸税務署からのお知らせ.....	3
固定資産税・都市計画税.....	4~5
軽自動車税.....	6
市税1万円の使いみち.....	6
市税の納期内納付にご協力を.....	7
中学生の税についての作文.....	8

皆さんに納めていただいた市税は、市民生活を豊かにするために、市が行う社会福祉の充実、道路・河川・公園などの整備、ごみ対策や保健衛生の充実、教育・文化・スポーツの振興、消防・防災対策の充実、商工業や農業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。この税特集号は、このような貴重な財源としての市税のあらましについてまとめたものです。皆さんのご参考になれば幸いです。

このまち  
松戸  
あなたの  
税が  
いきて  
います

# の申告について

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時30分

問 市民税課 (個人) ☎ 366-7322  
(法人) ☎ 366-7136  
e-mail mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

## 住民税とは

市民税と県民税を合わせたものが一般的に住民税と呼ばれ、個人に課税される個人住民税と事務所または事業所のある法人に課税される法人住民税があります。  
なお、個人県民税は市民税と一緒に納めていただき、市を経由して県へ送られています。

## 個人住民税の主な内容

個人住民税は、毎年1月1日現在、松戸市に居住している個人に課税される税金で、前年の所得を基に計算されます。  
このような個人住民税は、所得の多少にかかわらず、均等の額で課税される均等割のほか、所得に応じて課税される所得割があり、これらを合わせて納めていただくものですが、均等割のみを納めていただく場合もあります。

均等割の税率は全国一律で、市民税が三千円、県民税が千円で合わせて四千元となります。

## 個人住民税を納める人(納税義務者)

	市内に住所がある人	その市町村内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人
均等割	○	○
所得割	○	—

## 所得割について

●所得割の計算方法  
個人住民税の所得割の計算方法は、(所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額－定率減税額

所得割額となります。所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得の種類は、所得税と同様十種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。

## 所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために、所得金額から差し引いて課税所得金額を計算します。

## 所得割の税率

個人住民税の一般の所得に対する税率は、所得によって次のように、市民税は三段階、県民税は二段階となっています。

市民税		
課税所得の段階	税率	速算控除額
200万円以下の金額	3%	—
200万円を超え、700万円以下	8%	100,000円
700万円を超える金額	10%	240,000円

県民税		
課税所得の段階	税率	速算控除額
700万円以下の金額	2%	—
700万円を超える金額	3%	70,000円

## 個人住民税の納税について

個人住民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の二通りがあります。市町村から直接納税義務者に納税通知書を送り、年四回の納期で支払う方法を普通徴収といいます。また、給与所得者について、毎月の給料から事業者が税金分を差し引いて、個人に代わって支払う方法を特別徴収といいます。特別徴収は6月から翌年の5月までの十二カ月で支払うこととなります。

## (地方税法の一部改正について)

### 定率減税の縮減

平成17年度までは、個人住民税の十五%相当額(上限四万円)が控除されていましたが、平成18年度から七・五%相当額(上限二万円)に縮減されます。

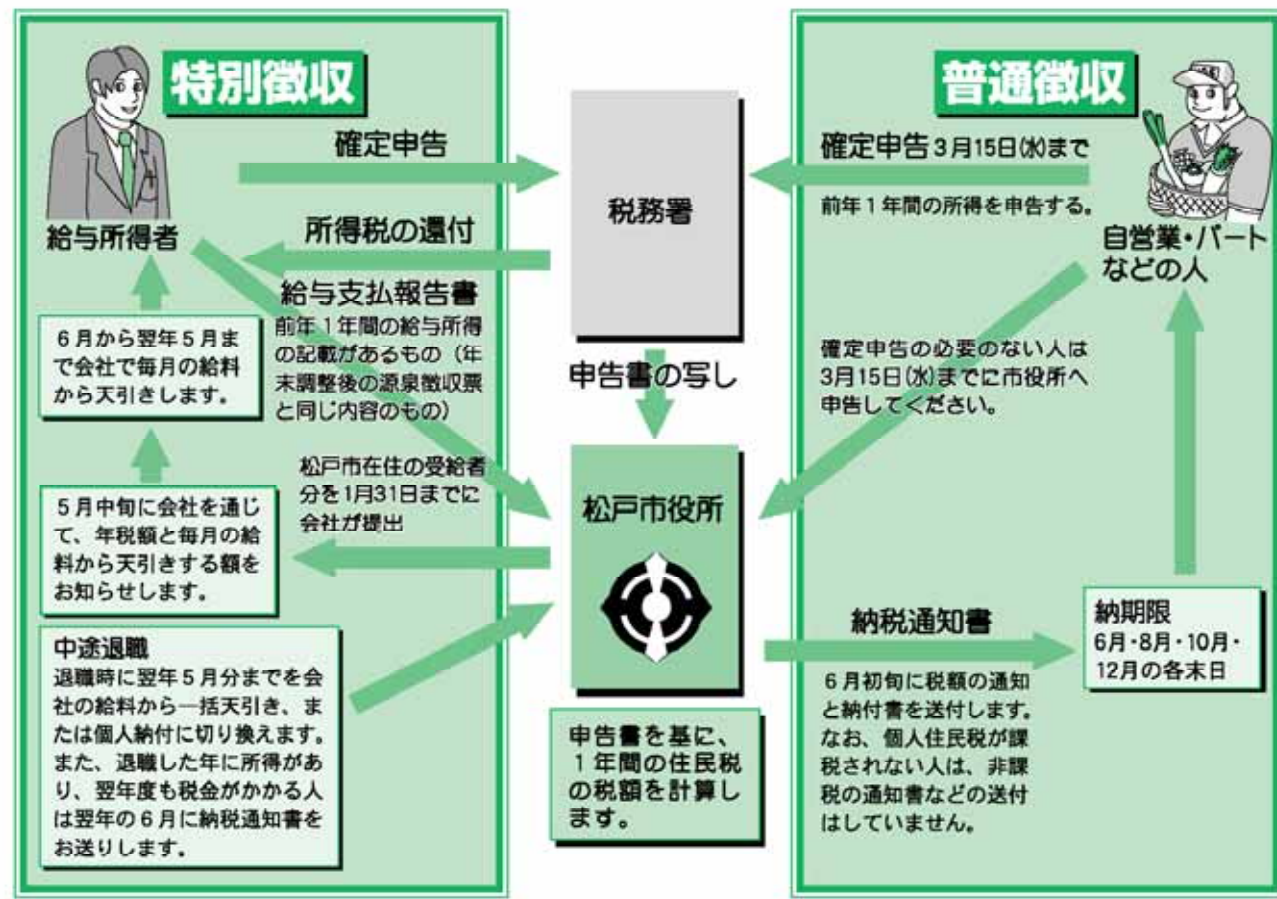
### 個人住民税均等割の見直し

個人住民税の納税義務を負う夫と生計を一にしている妻に対する二分の一の軽減課税が廃止となり、

平成18年度から前年の合計所得金額が一定金額(給与所得で三十五万円)を超える人は全額課税(市民税三千円、県民税千円)となります。

### 年齢65歳以上の非課税措置の見直し

平成17年度までは、前年の合計所得金額が百二十五万円以下で、年齢六十五歳以上の非課税でしたが、平成18年度からこの非課税措置が廃止されます。



## ※経過措置

平成18・19年度に限り次のとおり税額を減額する措置が講じられます。

平成18年度は個人住民税所得割および均等割の税額の三分の二相当額が減額となります。

平成19年度は個人住民税所得割および均等割の税額の三分の一相当額が減額となります。

前年の合計所得金額が百二十五万円以下で、平成17年1月1日において年齢六十五歳に達していた人が対象となります。

## 高齢者控除の見直し

平成17年度までは、年齢六十五歳以上で前年の合計所得金額が一千万円以下の人に控除額四十八万円が適用されていましたが、平成18年度からは廃止されます。

## 年齢65歳以上の公的年金等控除額の引き下げ

年齢六十五歳以上の人の公的年金等控除額が引き下げとなり、公的年金収入から雑所得への算出式が変更されます(最低控除額は百四十万円から百二十万円となります)。

## 市・県民税Q&A

Q 私は、今年で六十七歳になりましたが、収入は年金のみで、扶養親族はいません。昨年、住民税は非課税でした。昨年に比べて収入は増えていますが、今年個人住民税がかかるのでしょうか？

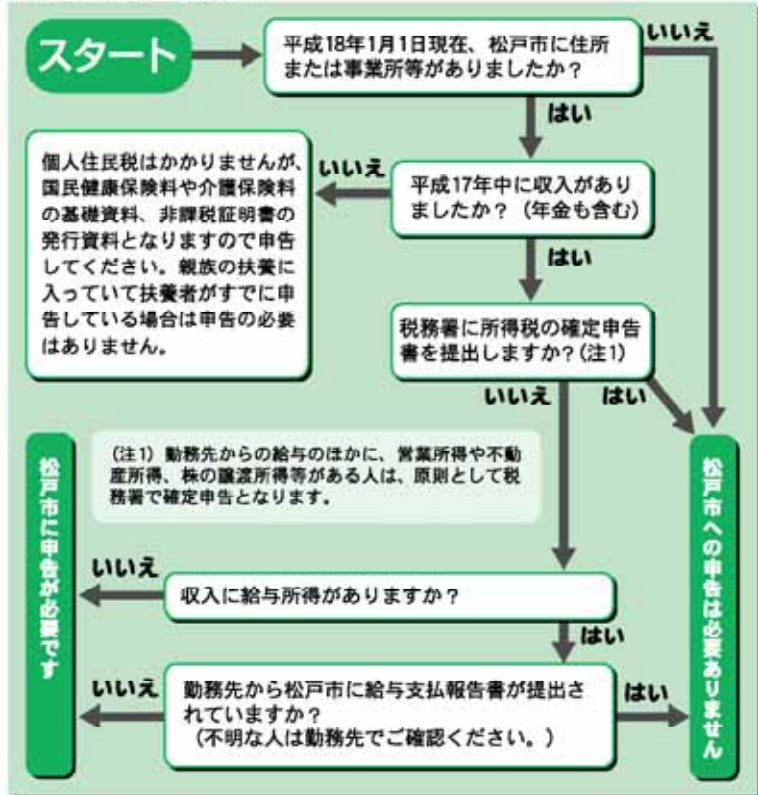
A 平成18年度から高齢者控除(四十八万円)および年齢六十五歳以上の非課税措置(所得百二十五万円以下の人)の見直しが行われたため、所得金額が三十五万円を超えていると課税となります。なお、詳細は※経過措置を参考にしてください。

# 市民税・県民税

**申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)**

**申告は、お早めに!! (3月は大変混み合います。)**

**申告の必要な人**



※申告書は郵送でも受け付けます。同封の返信用封筒をご利用ください。

**●申告受付場所**  
(土・日曜日は申告を受け付けていません)

平日は、市役所本館2階大会議室・常盤平市民センター・小金原市民センター・新松戸市民センター・小金支所・六実支所・馬橋支所・矢切支所・東部支所で受け付けします。ただし、2/19(日)・2/26(日)に限り、市役所本館2階大会議室・常盤平市民センター・小金原市民センター・新松戸市民センターでのみ受け付けします。

**個人住民税の申告について**

個人住民税は、税務署や市役所に提出された申告書等に基づいて課税されます。市・県民税の申告書は2月上旬に郵送しています。原則として前年に市・県民税の申告をした人、前年に松戸市へ転入した人に送付しています。

**●申告に必要なもの**

①申告書 ②給与所得の源泉徴収票または給与明細書 ③公的年金等の源泉徴収票 ④国民健康保険や国民年金等社会保険料の領収書(国民年金については支払いを証する書類) ⑤生命保険料・損害保険料の払込証明書 ⑥銀行の口座番号(所

**郵送による申告受付について**

平成17年中の所得が給与・年金の人、または収入がない人の場合は、郵送による受け付けも行っていきます。申告書に氏名・住所・連絡先を記入し、押印の上、左記の必要書類を同封して、「〒271-8588松戸市役所 市民税課」までお送りください。「控」が必要な人は、八十円切手を張り住所・氏名を記入した返信用封筒も同封してください。

均等割	法人等の区分		均等割額(年額)
	資本等の金額	市内の従業者数	
均等割	50億円超	50人超	300万円
		50人以下	41万円
	10億円超 50億円以下	50人超	175万円
		50人以下	41万円
	1億円超 10億円以下	50人超	40万円
		50人以下	16万円
1千万円超 1億円以下	50人超	15万円	
	50人以下	13万円	
1千万円以下	50人超	12万円	
	50人以下	5万円	

法人等の区分	税率
資本等の金額が1億円以下かつ法人税額が年500万円以下(分割法人においては分割前の額)	12.3%
上記に掲げる法人以外	14.7%

※資本等の金額は、資本の金額または出資金額と資本積立金額または連結個別資本積立金額との合計額です。

**法人市民税**

市内に事務所・事業所を有する法人等に課税されます。内容は、資本等の金額・従業者数により区分される「均等割」と、資本等の金額・法人税額により区分される「法人税割」からなります。原則として、事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告をして納めます。また、事業年度が6カ月を超える法人は前期の法人税額により、中間(予定)申告納付をする必要があります。

**介護保険認定者のおむつ代の医療費控除申告について**

介護保険認定者のおむつ代の医療費は控除の対象となります。詳しくは介護支援課(☎366-7370)へお問い合わせください。

得税還付の場合) ⑦認め印

**●自宅のパソコンで確定申告書が作成できます**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、二十四時間いつでも所得税や個人事業者の消費税等の確定申告書が作成できます。  
[http://www.nta.go.jp] プリントアウト(印刷)した申告書は、そのまま郵送で提出できます。各種用紙・申請書等もプリントアウトできます。

**●松戸市税務署からのお知らせ**

3月に入ると税務署は大変混雑します。申告書はご自分で書いて、提出はお早めに!

- ◎所得税の申告と納税は、2月16日(木)から3月15日(水)まで
- ◎贈与税の申告と納税は、3月15日(水)まで
- ◎個人事業者の消費税等の申告と納税は、3月31日(金)まで
- ◎平成15年分の課税売上高が1千万円を超えた人および消費税課税事業者選択届出書を提出している人は、消費税の申告が必要です。
- ◎還付申告の人は、2月16日(木)以前でも確定申告書を出すことができます。
- ◎期限を過ぎると加算税や延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。
- ◎当日の混雑状況により、申告書作成会場の受け付けを早めに終了する場合があります。
- ◎申告書の作成を税理士に依頼する際には、にせ税理士にご注意ください。

**●松戸市税務署からのお知らせ**

郵送で提出する人は、封筒の裏面に、ご自分の住所・氏名をお書きください。申告書の控えに税務署の受付印が必要な人は、控えをボールペンで記載の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。

**納税は便利な口座振替で!!**

- 所得税と個人事業者の消費税等の納税は、便利な口座振替をご利用ください。
- 所得税の振替日: 4月20日(木)
- 消費税の振替日: 4月27日(木)
- お申し込みは、税務署または金融機関へ。

**●申告書の提出は郵送でも受け付けています**

郵送で提出する人は、封筒の裏面に、ご自分の住所・氏名をお書きください。申告書の控えに税務署の受付印が必要な人は、控えをボールペンで記載の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。

**●税務署の駐車場は利用できません。お車での来署はご遠慮ください**

松戸市小根本五三の三  
☎363-1171 (代表)

**●2月19日(日)・26日(日)**

松戸市税務署では、右記の日曜日(土・日)に限り、所得税、贈与税および個人事業者の消費税等の申告書用紙の配付、申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。

※当日は国税の領収を行っておりません。また、通常、土・日曜日・祝日は執務を行っておりませんので、ご注意ください。

**●納税は便利な口座振替で!!**

所得税と個人事業者の消費税等の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

- 所得税の振替日: 4月20日(木)
- 消費税の振替日: 4月27日(木)
- お申し込みは、税務署または金融機関へ。

**●申告書の提出は郵送でも受け付けています**

郵送で提出する人は、封筒の裏面に、ご自分の住所・氏名をお書きください。申告書の控えに税務署の受付印が必要な人は、控えをボールペンで記載の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。

